

# 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定 処遇改善加算及び介護職員等ベースアッ プ等支援加算について

福祉総務課 企画推進係

## ＜令和5年度分の計画書の提出期限＞

※処遇改善加算等を算定するためには、事前に、計画書を指定権者に提出する必要があります。

- 1 令和5年4月（令和4年度から継続して取得する場合を含む）又は5月から加算を取得する場合

令和5年4月14日（金）まで

- 2 令和5年6月以降から加算を取得する場合

算定開始月の前々月の末日まで

## ＜令和5年度分の計画書の様式等の掲載場所＞

計画書の様式及び提出方法等については、長崎市ホームページに掲載しています。計画書を作成する際は、次のページから様式をダウンロードして作成してください。

（長崎市ホームページの掲載場所）

HOME ＞ 事業者・産業振興 ＞ 高齢者・介護保険・障害福祉 ＞

居宅サービス事業者の指定・届出 ＞ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

## ＜令和5年度分の計画書の様式の簡素化について＞

介護事業者の事務負担軽減のため、令和5年度分の計画書の様式の簡素化が行われました。

### （改善事項1）計画書における、前年度と今年度の賃金額比較の省略

（変更内容）

- 今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認する。
- また、前年度との比較を求めず、加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を求めることとする。  
（別紙様式2-1の2(3)の欄にチェック(✓)を入れることにより誓約する。）

※現行でも、サービス利用者数の大幅な減少による経営悪化等により、賃金水準（加算以外の部分）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、その事情を届け出ることで算定要件を満たすこととしている。

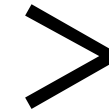
(改善事項1)

処遇改善加算による賃金改善額



処遇改善加算の加算額

特定処遇改善加算による賃金改善額



特定処遇改善加算の加算額

ベースアップ等支援加算による賃金改善額



ベースアップ等支援加算の加算額

## **(改善事項2) 計画書における事業所ごとの賃金改善額の記載の省略**

### **(変更内容)**

- 変更前の様式では、複数の事業所を運営している法人の場合、賃金総額や賃金改善額等について、事業所ごとの内訳を記載する必要があったところ、変更後の様式では、事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で一括して記載するものとする。

**※令和4年度分の実績報告においても同様。**

## 〈介護職員等ベースアップ等支援加算について〉

■対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職種の職員の処遇改善にこの加算の収入を充てることができる柔軟な運用を認める。

（他の職種の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした加算であることを十分に踏まえた配分を行うこと。）

■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。

○処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。

○賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

（厚生労働省Q&Aより）

※基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げるとは、基本給の引上げに当たる。

## 〈賃金改善方法の周知について〉

処遇改善加算等を算定する事業者は、次の項目を確実に実行してください。（加算算定のための要件になっています。）

- 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知すること。
- 介護職員等から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する問い合わせがあった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどして分かりやすく回答すること。



## 〈令和4年度分の実績報告書の提出について〉

令和4年度分の実績報告書の様式及び提出方法等については、令和5年5月に、長崎市ホームページに掲載しますので、次の提出期限までに提出してください。

**実績報告書の提出期限 令和5年7月31日（月）まで**